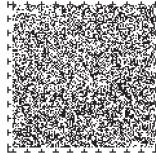


さくいん



あ～お

愛の手帳(療育手帳)	P 20
IT技術者在宅養成講座(東京都重度身体障害者在宅パソコン講習) ..	P 95
アシストなかの	P 56・P 57
(療育センター)アポロ園	P 103
ETC利用による割引(自動車有料道路の割引) ..	P 76
(自立支援医療)育成医療	P 40
(児童育成手当)育成手当(区制度)	P 33
(精神障害者地域生活支援拠点)ippuku	P 14
移動支援	P 49
(心身障害者)医療費助成(マル障)	P 39
(自動車)運転教習費の助成	P 62
N H K 放送受信料の減免	P 84
おむつサービス	P 52
おむつ代に係る費用の医療費控除	P 79
(福祉)オンブズマン	P 109

か～こ

介護給付	P 24
外出の支援等ボランティア	P 57
(自動車)改造費の助成	P 63
夏季障害児水泳教室	P 93
家具転倒防止器具取付助成	P 54
学童クラブ利用	P 90
(福祉タクシー券・福祉)ガソリン券	P 71
かみさぎこぶし園	P 102
官製はがきの無料配付	P 88
(自動車運転)教習費の助成	P 62
緊急一時保護	P 47
緊急通報システム	P 53
緊急ネット通報(東京消防庁)	P 58
苦情相談事業	P 57
(タイムズ中野)区役所駐車場の利用料金の割引 ..	P 85
グループホーム(共同生活援助)	P 96
車いすガイドヘルパーの派遣	P 49
車いすの貸出	P 61
訓練等給付	P 26
携帯電話等の割引サービス	P 87
後期高齢者医療制度	P 42
公共料金等の軽減等	P 84
講座・講習会	P 93
(自立支援医療)更生医療	P 40

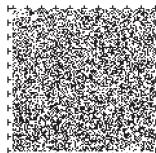
交通機関の割引等	P 70
「声のないせす」の配付	P 60
「声のなかの区議会だより」の配付	P 60
「声のなかの区報」の配付	P 59
国内航空旅客運賃の割引	P 77
国立保養所への入所(戦傷病者特別援護法)	P 57
子ども発達センターたんぽぽ	P 104
コミュニケーション教室	P 92
ごみの訪問収集	P 55

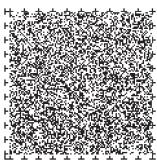
さ

在宅療養の介護費用の医療費控除	P 80
鷺宮スポーツ・コミュニケーションプラザ	
プールの使用料免除	P 86
三療サービス	P 53

し

J R線の割引	P 72
J R通勤定期乗車券の割引	P 73
資産活用福祉資金貸付制度	P 55
施設一覧	P 114
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	P 61
指定施設での不在者投票	P 113
児童育成手当・育成手当(区制度)	P 34
児童育成手当・障害手当(区制度)	P 33
自動車運転教習費の助成	P 62
自動車改造費の助成	P 63
自動車税(種別割・環境性能割) ..	
軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免	P 82
自転車駐車場定期利用料・登録手数料の免除	P 85
自動車有料道路の割引	P 76
(中野区)児童相談所	P 14
児童扶養手当(国制度)	P 34
社会教育訪問学級	P 92
(精神障害回復者)社会生活適応訓練事業デイケア ..	P 56
社会福祉会館(スマイルなかの)	P 105
就学の相談	P 91
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業 ..	P 50
住宅改善事業	P 69

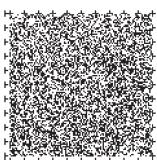




(都営)住宅入居者の募集	P 98
重度障害者等就労支援特別事業	P 51
重度心身障害者手当(都制度)	P 32
重度脳性麻ひ者介護	P 49
重度訪問介護利用者の大学等修学支援	P 50
手話講習会	P 92
手話通訳者の派遣	P 58
障害基礎年金	P 36
(夏季)障害児水泳教室	P 93
障害児通所支援施設の一時保護事業	P 48
障害児福祉手当(国制度)	P 33
(東京都)障害者 I T 地域支援センター	P 95
障害者虐待防止センター	P 110
障害者差別解消に関する相談窓口	P 109
(東京)障害者職業センター	P 100
(東京)障害者職業能力開発校	P 101
(すこやか)障害者相談支援事業所	P 13・P 18
障害者地域自立生活支援セミナー	P 92
障害者地域自立生活支援センター(つむぎ)	P 13・P 106
障害者電話基本料金等の助成	P 54
障害者福祉会館	P 102
障害者福祉事業団(愛称:ニコニコ事業団)	P 100・P 108
障害者福祉手当・第1種手当(区制度)	P 31
障害者福祉手当・第2種手当(区制度)	P 31
障害者文化スポーツ事業	P 93
児童育成手当・障害手当(区制度)	P 33
小児精神障害者入院医療費助成制度	P 41
小児慢性特定疾患の医療費助成	P 41
(ハローワーク新宿)職業安定所	P 100
ショートステイ(短期入所)	P 25・P 115
自立支援医療(育成医療)	P 40
自立支援医療(更生医療)	P 40
自立支援医療(精神通院医療)	P 41
寝具乾燥サービス	P 52
人工肛門・人工膀胱用装具(ストーマ装具)	
購入費の助成	P 54
心身障害者医療費助成(マル障)	P 39
(東京都)心身障害者福祉センター	P 14
(東京都)心身障害者扶養共済制度	P 37
身体障害者相談	P 17
身体障害者手帳	P 20
身体障害者福祉住宅	P 96

す

(夏季障害児)水泳教室	P 93
(東京都)水道料金の免除	P 89
すこやか障害者相談支援事業所	P 13・P 18



すこやか福祉センター	P 12・P 18
ストーマ装具	P 54・P 67
スマイル歯科診療所	P 44・P 105
(社会福祉会館)スマイルながの	P 105
住み替えの支援	P 97

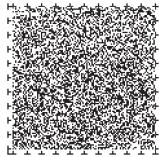
せ～そ

税金の控除	P 78
精神障害回復者社会生活適応訓練事業 (デイケア)	P 56
精神障害者地域生活支援拠点(ippuku)	P 14
精神障害者都営交通乗車証	P 74
精神障害者に対するバス運賃の割引について	P 74
(小児)精神障害者入院医療費助成制度	P 41
精神障害者保健福祉手帳	P 21
(自立支援医療)精神通院医療	P 41
成年後見制度	P 111
(地域生活支援センター)せせらぎ	P 13・P 106
選挙	P 112
(選挙)代理投票	P 112
戦傷病者相談	P 17
戦傷病者手帳	P 21
戦傷病者特別援護法による療養等の援護	P 42
(障害者)総合支援法・児童福祉法による 障害福祉サービスのしくみ	P 22
葬祭費の支給(戦傷病者特別援護法)	P 57
相談の窓口	P 12～P 17
粗大ごみのFAX申込み	P 56

た～と

第二中学校および中野中学校温水プール	
一般開放の使用料免除	P 87
代筆・代読支援者の派遣	P 61
タイムズ中野区役所駐車場の利用料金の割引	P 85
代理投票	P 112
タクシー運賃の割引	P 71
(福祉)タクシー券・(福祉)ガソリン券	P 71
(子ども発達センター)たんぽぽ	P 104
地域生活支援事業	P 29
地域生活支援センター(せせらぎ)	P 13・P 106
地域福祉権利擁護事業	P 56
知的障害者相談	P 17
駐車禁止規制の適用除外	P 64
聴覚障害者向け情報配信事業	P 59
通所施設(民間)	P 105・P 114
(障害者地域自立生活支援センター)つむぎ	P 13・P 106
(精神障害回復者社会生活適応訓練事業)デイケア	P 56
手帳の交付	P 20～P 21
点字講習会	P 92

点字投票	P 112
点字版「なかの区報」の配付	P 59
点字版「なかの生活ガイド」「障害福祉の しおり」の閲覧	P 60
(障害者)電話基本料金等の助成	P 54
東京障害者職業センター	P 100
東京都障害者休養ホーム	P 64
東京障害者職業能力開発校	P 101
東京都心身障害者福祉センター	P 14
東京都心身障害者扶養共済制度	P 37
東京都水道料金の免除	P 89
東京メトロ旅客運賃の割引	P 73
都営交通無料乗車券	P 70
(精神障害者)都営交通乗車証	P 74
都営住宅入居者の募集	P 98
特定疾病(難病)の医療費等助成制度	P 40
特別支援学級・特別支援教室・特別支援学校	P 91・P 92
特別児童扶養手当(国制度)	P 34
特別障害給付金	P 37
特別障害者手当(国制度)	P 32
図書館サービス	P 94
(東京都発達障害者支援センター)トスカ	P 15



な～の

仲町就労支援事業所	P 103
難病患者等日常生活用具等の給付	P 68
難病患者福祉手当(区制度)	P 31
(特定疾病)難病の医療費等助成制度	P 40
南部スポーツ・コミュニティプラザ	
プールの使用料免除	P 86
(中野区障害者福祉事業団)ニコニコ事業団	… P 100・P 108
日常生活用具(小規模改修を含む)の給付	P 65
(第)二中学校および中野中学校温水プール	
一般開放の使用料免除	P 87
日中一時支援	P 48
入浴サービス	P 53
(障害基礎)年金	P 36
(障害厚生)年金	P 36
年金生活者支援給付金	P 38

は～ほ

(官製)はがきの無料配付	P 88
(精神障害者に対する)バス運賃の割引について	P 74
(民営)バスの割引	P 74
(都営交通無料乗車券のICカード式)PASMO切替	P 70
発達の状況や障害の状態に応じた	
適切な就学の相談	P 91
ハローワーク新宿(公共職業安定所)	P 100

ひとり親家庭等医療費助成	P 42
(東京都保健医療情報センター)ひまわり	P 43
フェリー旅客運賃の割引	P 77
福祉オンブズマン	P 109
福祉タクシー利用券・福祉ガソリン券	P 71
福祉何でも相談	P 17
(指定施設での)不在者投票	P 113
(郵便等による)不在者投票	P 112
(第二中学校および中野中学校温水)プール 一般開放の使用料免除	P 87
ヘルプカード	P 63
ヘルプマーク	P 63
保育園への入園	P 90
放課後デイサービスセンターみずいろ	P 104
訪問介護利用者負担金の助成	P 86
訪問理美容サービス	P 52
補装具費の支給	P 46
ほほえみサービス事業(会員制有料在宅福祉サービス)	P 51
ボランティアセンター	P 107

ま～も

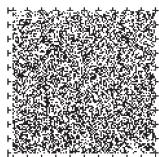
マル障	P 39
(放課後デイサービスセンター)みずいろ	P 104
民営バスの割引	P 74
民間福祉サービス紛争調停制度	P 109
(都営交通)無料乗車券	P 70

や ~ よ

弥生福祉作業所	P 102
郵便等による不在者投票	P 112
郵便料金の減免	P 88
(自動車)有料道路の割引	P 76
(療育センター)ゆめなりあ	P 104
要約筆記者の派遣	P 58

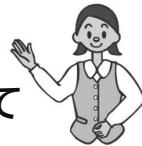
5 ~ 3

リフト付福祉タクシー利用券	P 72
療育センターアポロ園	P 103
療育センターゆめなりあ	P 104
療育手帳(愛の手帳)	P 20
労災保険	P 38



中野区における

障害者差別解消に関する相談窓口について



1次窓口 担当所管

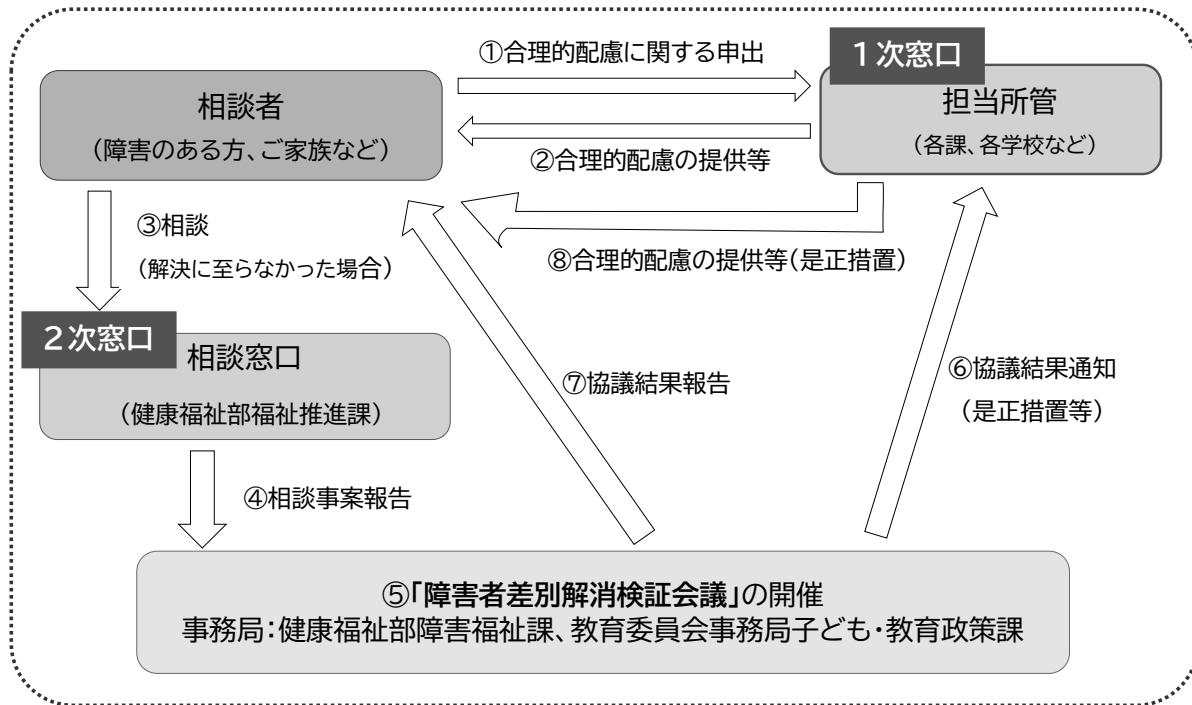
中野区では、障害を理由とする不当な差別や合理的配慮に関するご相談を、その業務に関する担当所管（各課、各学校など）で受け付けておりますので、ご相談は各担当所管へお申し出ください。

2次窓口 相談窓口

1次窓口で解決に至らなかったときは、担当所管より2次窓口をご紹介します。

2次窓口で相談を受けた事案は、「障害者差別解消検証会議」を開催し、区の対応を検討します。相談体制の全容（流れ）については、以下をご参照ください。

★★★ 中野区における障害者差別解消に関する相談体制 ★★★



その他、障害者差別解消に関する一般的なご相談や、民間事業者の対応に関するご相談については、以下へお願ひいたします。

中野区 健康福祉部 障害福祉課 障害者施策推進係 (区役所3階)
電話 03-3228-8832 フax 03-3228-5662
Eメール shogaihukusi@city.tokyo-nakano.lg.jp

障害福祉のしおり【令和7年10月発行】

障害者に関するマーク

障害者に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。



【障害者ための国際シンボルマーク】

障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のマークです。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
電話 03-5273-0601
FAX 03-5273-1523



【盲人のための国際シンボルマーク】

世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物等に使用されています。

社会福祉法人
日本盲人福祉委員会
電話 03-5291-7885
FAX 03-5291-7886



【身体障害者標識 (身体障害者マーク)】

肢体不自由あることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。

各警察署



【聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)】

政令で定める程度の聴覚障害あることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。

各警察署



【耳マーク】

聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。自治体・病院・銀行等が、聴覚障害者に援助することを示すマークとしても使用されています。

一般財団法人全日本難聴者
・中途失聴者団体連合会
電話 03-3225-5600
FAX 03-3354-0046



【ほじよ犬マーク】

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店等）では、補助犬の受け入れが義務づけられています。

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
電話 03-5253-1111（代）
FAX 03-3503-1237



【オストメイトマーク】

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

公益社団法人
交通工コロジー
・モビリティ財団
電話 03-3221-6673
FAX 03-3221-6674



【ハート・プラスマーク】

内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患等の内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

特定非営利活動法人
ハート・プラスの会
<http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/>



【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくとも援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作られたマークです。

東京都福祉局障害者
施策推進部企画課
電話 03-5320-4147
FAX 03-5388-1413



【手話マーク】

聴覚に障害のある方が、手話でのコミュニケーションの配慮を求める場合に提示されるマークです。自治体、民間施設、交通機関の窓口などで、手話での対応が可能であることを示すマークとしても使用されています。

一般財団法人
全日本ろうあ連盟
電話 03-3268-8847
FAX 03-3267-3445